

無料
全額公費

64歳以下の人も！ 新型コロナワクチン接種が始まっています

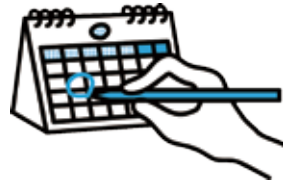
令和3年度中に16歳から64歳になる人に、接種券や予診票などが同封された「新型コロナワクチン接種のお知らせ」を郵送しています。お手元に届きましたら、内容をよくご確認ください。接種予約をお願いします。

電話での予約の場合、回線が込み合って繋がりにくくなる場合がありますが、ワクチンの供給量は十分にありますので、慌てずにご予約ください。

◆予約受付開始日

予約受付は、対象年齢を区切って順次開始します。65歳以上の人も予約可能です。
「基礎疾患を有する人」の範囲は、「新型コロナワクチン接種のお知らせ」をご確認ください。

対象者（基準日：令和4年4月1日）	予約受付開始日
基礎疾患を有する人	6月29日（火）～
50歳～64歳の人	7月6日（火）～
16歳～49歳の人	7月13日（火）～



▲集団接種オンライン予約

◆予約方法

- ① 集団接種（健康センター）で接種
 - ・予約専用電話 0965-62-9748
 - ・受付時間 9時～12時、13時～16時（土・日・祝日を除く）
 - ・オンライン予約 右のQRコードより予約（24時間対応）

② 町内の個別医療機関

医療機関名（受付時間）※土・日・祝日を除く	受付対象者	予約方法
武内外科胃腸科医院（14時～17時）	どなたでも	電話予約 0965-52-7811
緒方内科医院（13時30分～17時）	かかりつけ患者のみ	電話予約 0965-62-2013
ひかわ医院	かかりつけ患者のみ	電話受付不可
八代北部地域医療センター（9時～15時）	どなたでも	①電話予約（下記のいずれか） 0120-824-692 / 080-8099-3999 ②オンライン予約（24時間対応）



③ 町外の個別医療機関で接種

「新型コロナワクチン接種のお知らせ」をご確認ください。

④ 入院中・入所中の人

各施設にお問い合わせください。

⑤ 居住先での接種

単身赴任や進学などにより、居住先の市町村で接種を希望する人は、「住所地外接種届出」の申請が必要です。接種を行う市町村にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】町民課 保健予防係 ☎0965-52-7154

イベント中止・延期情報

イベント名	予定していた日時	中止・延期	お問い合わせ先
町民体育祭「夏季大会」	7月25日（日）	中止	生涯学習課 社会体育係 ☎0965-52-5860
納涼祭	7月29日（木）	中止	地域振興課 地域振興係 ☎0965-62-2315
地蔵まつり	8月23日（月）	中止	
花火大会	8月24日（火）	延期	

新型コロナウイルス関連支援情報

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免

新型コロナウイルスの影響により収入が減少した世帯は、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の減免が受けられる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

◆対象世帯

- ① 世帯の主な生計維持者が死亡または重篤な傷病者となった世帯
- ② 世帯の主な生計維持者の事業収入など（事業収入、給与収入、不動産収入、山林収入など）の減少が見込まれ、次の全てに該当する世帯

- ・収入の減少額（保険金、損害賠償などにより補填されるべき金額を除いた額）が、前年の3割以上
- ・前年の合計所得金額が、1000万円以下
- ・減少することが見込まれる事業収入などの所得以外の前年所得の合計額が400万円以下

対象世帯	申請方法	減免対象	減免割合
①の場合	・減免申請書 ・死亡診断（死体検案）書または医師の診断書	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの納期限であるもの	全額
②の場合	・減免申請書 ・収入減少原因が新型コロナウイルスの影響とわかる書類 ・解雇通知書、休業届など ・令和2年中の収入がわかる書類 ・令和3年1月から申請月までの収入がわかる書類 ・令和3年度中の収入見込み額の参考となる書類		前年の合計所得金額により異なる

※会社都合などの理由で退職された特定受給資格者または特定理由離職者は、ハローワークから発行される雇用保険受給資格者証を持参し申請することで、減免の対象となります。

【お問い合わせ先】 町民課 国保年金係 ☎0965-52-5851

介護保険料の減免

65歳以上の介護保険被保険者で、新型コロナウイルスの影響により収入が減少した人は、保険料の減免が受けられる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

◆対象者

- ① 世帯の主な生計維持者が死亡または重篤な傷病者となった人
- ② 世帯の主な生計維持者の事業収入など（事業収入、給与収入、不動産収入、山林収入など）の減少が見込まれ、次の全てに該当する人

- ・収入の減少額（保険金、損害賠償などにより補填されるべき金額を除いた額）が、前年の3割以上
- ・減少することが見込まれる事業収入などの所得以外の前年所得の合計額が400万円以下

対象者	申請方法	減免対象	減免割合
①の場合	・減免申請書 ・死亡診断（死体検案）書または医師の診断書	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの納期限であるもの	全額
②の場合	・減免申請書 ・収入減少原因が新型コロナウイルスの影響とわかる書類 ・解雇通知書、休業届など ・令和2年中の収入がわかる書類 ・令和3年1月から申請月までの収入がわかる書類 ・令和3年度中の収入見込み額の参考となる書類		前年の合計所得金額により異なる

【お問い合わせ先】 福祉課 介護保険係 ☎0965-52-5852